

弁護士報酬の敗訴者負担の取扱いについて
(行政訴訟検討会における委員の意見)

標記について、行政訴訟検討会において、委員から以下のような意見が述べられた。

弁護士費用は、行政訴訟の場合は特別。一当事者と違って、相手側の利益も適正に考慮し、適切に行動していくべき立場にある行政庁が判断を間違えて違法な行為をしたのであれば、普通の訴訟とは違う。もちろん、不法行為に近い違法処分と、多様な行政をやっていればこういうものもあるという程度のものとあるので、全部引っくるめてというわけにいくかどうかという問題はある。

片面的敗訴者負担は、行政の場合は必要であり、原告が負けたときに行政庁の弁護士代金を全部負担することにするべきではない。

弁護士報酬の敗訴者負担の問題は、一律に導入することは反対。一律導入になると、訴訟提起を萎縮させる。ただ行政訴訟については、原告が違法な行政が行われていると訴えを提起し、勝訴した場合、訴えを起こしたことで違法な行政が是正された公益的な効果が生じた場合、原告の弁護士費用は行政が持つ、片面的敗訴者負担の制度を導入すべき。

違法の是正に役立った場合は敗訴者負担であり、勝訴すればまさに違法状態が是正されて、その結果、原告は負担することはない。訴訟を起こすこと自体が違法の是正になるという意味にとれるが、是正になるのは原告が勝訴する場合だ。実際に適法性維持に貢献した場合、つまり勝訴した場合には、原告側の費用は相手側の負担になる今の制度で何か問題があるのか。